

第3章 基本計画・実施計画・実施事業

第1節 基本計画1 地域福祉活動の推進

地域住民がお互いに支え合う取り組みを広めます。つどえる場を増やし、暮らしを守るための生活支援を地域住民が担える体制づくりを進めます。

実施計画① 地域課題に向けた取り組みの推進

【実施事業名】実施計画① 1 生活支援体制整備事業の受託

(1) 生活支援コーディネーター

現状と課題		今後の取り組み					
人口減少と高齢化が進むなか、地域住民が主体となって取り組む支え合いのまちづくりを進めるため、平成27年度に国の介護保険制度改正により、生活支援体制整備事業が創設されました。これに伴い平成29年度より生活支援コーディネーターが1名配置されました。 さまざまな取り組みを行うことで、地域ネットワークの強化や地域の互助を高め、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めています。通いの場いきいきサロンや配食サービスすこやかランチ、移動支援バスはっぴい号の運行など、地域に合う仕組みづくりを開発し実施しています。		生活支援コーディネーターは人と人、思いと仕組みをつなぐ調整役であり、仕掛人です。地域に「あること（社会資源・お宝）」と「あったらいいな（地域ニーズ）」を見つけ、つなぎ合わせ、不足している仕組みは新たに創る活動を住民や行政と一緒に進めていきます。 これからも地域の課題に対応できるよう、サービスの開発や地域の支え手の育成など、積極的に取り組んで参ります。					
具体的な取り組み		R7	R8	R9	R10	R11	(関係機関) 県、村
継続	・生活支援体制整備推進協議会への参加						(事業区分) 受託事業
継続	・研修会、情報交換会への参加						
継続	・ボランティア養成講座の開催						
							(財源区分) 村受託金

【実施事業名】実施計画① 1 生活支援体制整備事業の受託

(2) 六ヶ所村住民主体通いの場支援事業（いきいきサロン）

現状と課題		今後の取り組み					
六ヶ所村住民主体通いの場支援事業は、高齢者の集いの場を増やし、住民同士の交流と孤立の解消、要介護状態への予防を目的に実施され、令和5年度現在9か所で行われています。自治会を中心に地域住民がそれぞれの活動内容を工夫しながら集まり、閉じこもり防止や支え合いの地域づくりに取り組んでいます。 令和5年度は村内9つの自治会で延べ203回開催され、2092人の参加がありました。		いきいきサロンが開設されていない自治会には開設の呼びかけを行いながらも難しい場合には、いまある近隣地域のサロンに参加できるように呼びかけを行っていきます。またサロン運営を積極的に支える支え手を増やし、活動のメニューや活動費の使い方、おでかけサロンの計画などについて、自分たちの活動を自らの話し合いの中で作り出し実現できるように支援していきます。					
具体的な取り組み		R7	R8	R9	R10	R11	(関係機関) 村、自治会
継続	・各自治会へ通いの場開設の呼びかけ						(事業区分) 単独事業
継続	・申請書類作成の補助						
継続	・活動のメニュー提案と専門職とのつなぎ						
継続	・外出行事の引率						
							(財源区分) 自主財源

【実施事業名】実施計画① 1 生活支援体制整備事業の受託

(3) 六ヶ所村配食サービス事業（すこやかランチ）

現状と課題		今後の取り組み					
六ヶ所村配食サービス事業は令和元年度にモデル事業としてスタートし、令和2年度より村内全域に拡大しました。対象者はおおむね65歳以上の方、身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方、40～64歳の要介護認定者の方で現在利用者は約25名です。月曜日から金曜日まで希望する曜日に昼食の配食サービスが利用でき、利用者負担は1食あたり200円です。配食しながら見守りも兼ねていることから、離れて住む家族の安心につながっているなどの効果があります。 現在は村内を3つのブロックに分け3台の車で配食しています。調理は給食業者、配送と見守りは有償ボランティア、発注や集金は社協職員が行っています。		村内全域でサービスが実施され、住民による配送と見守り活動が実施できるようになりました。少子高齢化が進むことで今後も頼れる親族が近くにいないなど、買い物や調理に困難を感じる方がますます増加すると考えられます。栄養バランスのとれた食事の確保はとても重要であり、食べることが介護予防につながるということが認知されてきています。 利用者の増加にともない認知症の利用者も増えてきていることから、安否確認や不在対応に時間を要するケースが増えてきました。 今後も利用者の栄養改善と安否確認を目的として、有償ボランティアによる安全確実な配食サービスが実施できるよう努めます。					
具体的な取り組み		R7	R8	R9	R10	R11	(関係機関)
継続	・ 村内全域での実施						村、自治会、調理の委託業者、社会福祉施設
継続	・ ボランティアの養成						
継続	・ ボランティアの確保						(事業区分)
継続	・ 村内3ブロック化のなかでの運営 (ボランティア・車両管理・配送日報・報告・注文・集金・返金など)						受託事業
							(財源区分)
							村受託金

第2節 基本計画2

相談支援体制の強化

心配ごとや悩みを抱える住民の声に耳を傾け、適切な助言を行い、関係機関につなぐ役割を担います。また、相談員と職員の資質向上に努め、寄り添う支援を行います。

実施計画② 相談支援事業の強化促進

実施計画③ 低所得者の自立支援

【実施事業名】実施計画②③ 2 心配ごと相談所の開設						
現状と課題		今後の取り組み				
心配ごと相談所は週1回相談日を設け実施しています。また年間を通して、来所や電話でも随時相談を受け付けており、令和5年度の相談件数は26件でした。村民の心配ごとや悩みごとについて話を聞き、必要な助言と関係機関につなぐ役割を担っています。 社協だよりやチラシなどで身近な場所に心配ごとを相談できる場所があることをお知らせし、相談の第一歩を踏み出すきっかけ作りを行っています。		社協だよりやチラシ、ホームページなどで心配ごと相談所を広く周知していきます。どこに相談すればよいか分からない、どのように伝えたらよいか分からないといった不安を抱えている方に、気軽に来所や電話で相談をしていただけるように取り組んでいきます。 また、根本的な解決を目指して、相談者の希望と同意に応じて生活困窮者自立相談支援事業なども活用し、多職種・多機関による支援を行います。				
具体的な取り組み		R7	R8	R9	R10	R11
継続	・社協だよりやホームページを使い周知					
継続	・たすけあい資金貸付事業との連携					
継続	・生活福祉資金貸付事業との連携					
継続	・生活困窮者自立相談支援事業との連携					

(関係機関)
村、県社協、上北・下北自立相談窓口

(事業区分)
単独事業

(財源区分)
自主財源

【実施事業名】実施計画②③ 3 生活困窮者自立相談支援事業

現状と課題		今後の取り組み					
生活困窮者自立相談支援事業は、働きたくても働けない、住むところがない、家族のことで悩んでいる、生活に困っているなど、生活全般の困りごとを抱えた相談者に専門支援員が寄り添いながら、さまざまな専門機関と連携し解決に向けた支援を行う取り組みです。 平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行され、青森県でも県域ごとに拠点となる相談窓口が設けられ、六ヶ所村からの相談は上北地域自立相談窓口と下北地域自立相談窓口が相談の受付を行っています。村社協でも直接来所または電話で相談があった場合、この制度を紹介し、相談者の希望や制度利用への同意が得られた場合、上北・下北地域自立相談窓口へ連絡し情報提供を行っています。 関係機関が集まる支援調整会議は令和5年度3回行われ、課題のまとめ、支援の方向性などを話し合い、相談者の希望に寄り添った伴走型の支援を実施しています。近年は新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけとして特に金銭面での相談件数が増加しました。		これまでも相談者や相談内容を限定せず、どんな悩みでもお話をお聞きし、寄り添った対応を心掛けてきました。今後も関係機関との連携を密にしながら適切な制度や支援につなげていきます。コロナ禍の相談件数が多かった時期の内容を見ると、それ以前から困っていたケースが多く、早めに相談していただくきっかけづくりが必要であるということから、社協だよりやチラシ、ホームページなどを活用してこの事業の紹介を積極的に行っていきます。 支援期間が長くなり、なかなか解決に至らないケースもありますが、最後のセーフティーネットであるとの認識を持ち、たすけあい資金や生活福祉資金、フードバンクや青森しあわせネットワーク事業などと連携しながら、相談者に寄り添った支援を展開していきます。					
具体的な取り組み		R7	R8	R9	R10	R11	(関係機関) 村、県社協、上北・下北自立相談窓口、関係機関
継続	・ 青森県社協、上北・下北地域自立相談窓口との連携による相談支援						(事業区分) 単独事業
継続	・ たすけあい資金、生活福祉資金の活用						
継続	・ 青森しあわせネットワーク事業との連携						
							(財源区分) 自主財源

【実施事業名】実施計画②③ 4 青森しあわせネットワーク事業

現状と課題		今後の取り組み					
青森しあわせネットワーク事業は、青森県内の社会福祉法人が連携し、支援を必要としている方の早期把握と、制度の狭間にあるニーズや生活課題の具体的解決を図るため、社会貢献活動の一つとして実施されています。内容は、総合相談、経済的援助、食糧等の提供、就労体験・社会参加活動の提供などで、令和元年度より村社協もこの事業に参加しています。生活困窮者自立相談支援事業と並行しながら支援にあたり、経済的な生活困窮者に対しフードバンクから食糧支援と電気や灯油などの現物給付を経済的支援として行っています。 今後事業の浸透によりますます対応件数の増加が予想されます。		令和元年度に参加したこの事業はこれまでの事例から、切迫した状況で相談を受けることが多く、関係機関と連携を取り、非常に迅速に支援にあたる必要があるということが分かってきました。緊急で食料などの現物給付が必要なケースが多いことから、職員が情報を共有しあいながら切れ目のない支援を行っていきます。またコミュニティソーシャルワーカーを中心に研修会に積極的に参加するよう努めます。					
具体的な取り組み		R7	R8	R9	R10	R11	(関係機関)
継続	・フードバンクの適切な在庫管理						村、県社協、上北・下北自立相談窓口、関係機関、コープ生協など
継続	・コミュニティソーシャルワーカーのスキルアップ						
継続	・初動時の迅速な対応						(事業区分)
継続	・広報等でのPR実施						単独事業
							(財源区分)
							自主財源

【実施事業名】実施計画②③ 5 生活福祉資金貸付事業

現状と課題		今後の取り組み					
生活福祉資金貸付制度は、民生委員が低所得者階層に対する適切な生活指導と必要な援助を行い、自立更正を促進しようとした世帯更生運動がはじまりです。 現在、低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長を図り、在宅生活及び社会参加の促進と安定した生活を送れることを目的として実施されています。時代の変化とともに貸付資金の種類や支援方法も変わり、平成27年4月からは生活困窮者自立支援法と連携して行われています。 近年、新型コロナウイルス感染症の影響による休業、失業等により収入が減少した世帯を対象に生活資金の貸し付けが行われました。貸付世帯対象の範囲拡大や貸付要件を緩和した生活福祉資金（緊急小口資金、総合支援資金）の特例貸付で、村社協も相談者からの申し込みに対応しました。 このほか、随時貸し付けの相談や申し込み、償還の支援に取り組んでいますが、長期にわたり返済がなされずに延滞利子が付き、償還が困難なケースが見られます。令和5年度の貸付件数は新規申請0件、償還中11件です。		今後も引き続き民生委員と協力しながら、長期にわたり償還が滞っている世帯に対して訪問や郵送物等で償還指導を行っていきます。 新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付の相談は落ち着きましたが、新規貸付希望者には生活困窮者自立支援制度と連携し、さまざまな支援制度の活用を検討しながら進めていきます。					
具体的な取り組み		R7	R8	R9	R10	R11	(関係機関)
継続	・ 社協だよりやホームページ等を通じて、PRを行う						民生委員、 県社協、上北・下北自立相談窓口、 関係機関
継続	・ 希望者に適切な相談支援を行う						
継続	・ 督促や継続した償還指導を行う						
							(事業区分) 受託事業
							(財源区分) 県社協受託金

【実施事業名】実施計画②③ 6たすけあい資金貸付事業

現状と課題		今後の取り組み					
たすけあい資金貸付事業は、低所得世帯等に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活が送れることを目的としています。村社協にこの資金が設置されており、設置当時の寄付金、その他の収入が原資となっています。貸付対象者は六ヶ所村に居住している方で貸付限度額は5万円（無利子）、償還期間は原則として6か月以内です。連帯保証人が必要で、六ヶ所村に居住し保証能力を有している方となっています。 年間を通して随時相談と貸付を行っており、令和5年度の新規貸付は2件、償還中を含めると貸付は5件です。		資金の貸付だけでは問題の根本的解決が困難な場合には、生活困窮者自立支援制度と連携し支援を進めていきます。 また、社協だよりやホームページなどで広報を強化し、資金の有効活用を進めます。長期に渡り償還がされていないケースや、借受人が亡くなっている場合もあり、償還が見込めないケースについては資金原資の整理作業に向け、専門職の指導を仰ぎ取り組んでいきます。					
具体的な取り組み		R7	R8	R9	R10	R11	（関係機関） 県社協、民生委員 （事業区分） 単独事業 （財源区分） たすけあい資金原資
継続	・ 社協だよりやホームページ等を通じて、広く周知に努める						
継続	・ 希望者に適切な相談支援を行う						
継続	・ 督促や継続した償還指導を行う						
継続	・ 資金原資の整理を行う						

【実施事業名】実施計画②③ 7 日常生活自立支援事業

現状と課題		今後の取り組み					
日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払いなど福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行う事業です。 この事業は、本人又はその代理人と県社協、基幹社協（三沢市社協）との委任契約に基づいて行われ、利用者ごとに適切な支援内容を定め、基幹社協より委嘱された生活支援員が直接援助のサービスを行っています。 村社協の令和5年度の利用者は3名です。		同じ地域に暮らす住民が生活支援員を担い、住民参加により支えられています。今後、成年後見制度と合わせ、この制度の利用者の増加が見込まれています。金銭管理だけでなく、抱えている生活課題にも対応できるよう、担当職員や生活支援員のスキルアップを図り、個別ケースに対応できるよう進めていきます。					
具体的な取り組み		R7	R8	R9	R10	R11	（関係機関） 村、県社協、基幹社協、相談支援機関 （事業区分） 単独事業 （財源区分） 自主財源
継続	・ 関係機関との連携						
継続	・ 担当職員と生活支援員のスキルアップ						
継続	・ 相談支援事業との連携						

【実施事業名】実施計画②③ 8 法人後見事業

現状と課題		今後の取り組み					
成年後見制度は認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々が、日常生活の中で、いろいろな契約や手続きをする時に不利益にならないように手助けする制度です。 その中でも法定後見制度はすでに判断能力がなくなっている場合に、本人にかわって本人の財産や権利を守ってくれる援助者（成年後見人等）を家庭裁判所が選り支援する制度で本人、配偶者、4等内の親族、検察官、市町村長等が申し立てできます。 村社協の法人後見事業は、親族や専門職による後見人が得られにくい方に対し、本会が成年後見人等に就任し、本会の職員が担当者として支援を行い、本人の尊厳ある暮らしを支えます。また、信頼ある法人後見事業推進のために、本会の法人後見受任に関する適否を審議し、法人後見事務の監督を行う「成年後見運営委員会」を設置しています。 令和5年度現在の受任件数は後見1件、保佐1件の合計2件です。		六ヶ所村に住所を有する高齢者や障がい者等で、判断能力の低下または喪失が認められる方で親族や専門職による後見人が得られにくい方に対し、本会が成年後見人に就任し、福祉サービスの利用や日常的金銭管理等、身上配慮を中心とした生活支援業務を実施します。家族関係から生活状態の把握、関係機関への手続きなど対応が多岐にわたることから、日常生活自立支援事業とも十分に連携を図り、本人の尊厳ある暮らしを支えます。 今後、人口減少と少子高齢化にともない、ますます利用者の増加が予想されるため、村や各機関と連携しながら取り組んで参ります。					
具体的な取り組み		R7	R8	R9	R10	R11	(関係機関) 村、各機関、家庭裁判所
新規	・ 関係機関との連携						(事業区分) 単独事業
新規	・ 日常生活自立支援事業との連携						
							(財源区分) 自主財源

第3節 基本計画3

在宅福祉の充実と福祉団体の支援

地域で暮らす住民が地域福祉に関心を持ち、担い手となり、安心して暮らしていけるよう、住民同士のふれあい、交流の促進など、地域の絆・つながりを強める取り組みを進めます。

実施計画④ 在宅福祉の充実を図るための事業推進

実施計画⑤ 地域に根ざす社会福祉啓発事業の促進

実施計画⑥ 福祉団体の事務事業への支援強化

実施計画⑦ ボランティア活動の推進

【実施事業名】実施計画④ 9 食事サービス事業（楽寿食事会）						
現状と課題		今後の取り組み				
食事サービス事業（楽寿食事会）は、70歳以上の一人暮らし及び75歳以上の高齢世帯を対象に実施しています。5～11月は月一回老人福祉センターにおいて食事会を開催し、看護師による血圧測定や健康相談、ボランティアによる踊り、健康体操などを行いながら参加者の交流を進めています。 冬期間は12月に民生委員と連携しながらお餅の配布を行い、2月には六ヶ所村の高齢者見守り月間に合わせ食料を郵送するなど、いろいろな方法を使って高齢者の安否確認ができるように取り組んでいます。 令和5年度の食事会参加者は延べ322名、お餅・食料の配布は延べ794食でした。		老人福祉センターの温泉が再開し、これまでのように老人福祉センターで楽寿食事会ができるようになりました。一方で新型コロナウイルス感染症流行により、事業を休止せざるを得ない期間もありましたが、令和5年度より感染対策を十分にを行い事業を再開しています。 参加者が減少傾向にありますが、これからもボランティア団体と協力した交流活動や看護師による健康相談、講師による体操などを実施し、高齢者が楽しめる機会を提供できるように努めます。				
具体的な取り組み		R7	R8	R9	R10	R11
継続	・ 民生委員との連携					
継続	・ ボランティア団体との交流					
継続	・ 健康相談、体操などの実施					

（関係機関）
民生委員、ボランティア団体

（事業区分）
単独事業

（財源区分）
共募配分金、自主財源

【実施事業名】実施計画④ 10 高齢者スポーツ大会・軽スポーツ大会

現状と課題		今後の取り組み					
高齢者の健康増進と生きがいづくり、仲間との交流を図るため、老人クラブを中心に六ヶ所村高齢者スポーツ大会及びグラウンドゴルフ大会・ゲートボール大会などの軽スポーツ大会を実施しています。これらの大会は上北郡で行われる高齢者スポーツ大会など、それぞれの大会につながるもので、参加者のマナー向上を図るための勉強会などもあわせて行っています。令和5年度の参加者は各大会を合わせると193名でした。 老人クラブの会員数は年々減少傾向にあります。仲間づくりを積極的に進められるよう、老人クラブに未加入の方でも参加できるように、工夫して実施していく必要があります。		老人クラブに未加入の方でも積極的に参加でき、初心者にも気軽に参加していただけるように工夫しながら大会等を開催していきます。今後も道具の貸し出しやそれぞれのスポーツのルール説明会、講習会を設けるなどし、仲間づくりを積極的にすすめられるように努めます。					
具体的な取り組み		R7	R8	R9	R10	R11	(関係機関)
継続	・参加者増員の呼びかけ						老人クラブ
継続	・スポーツ用品の貸出						(事業区分)
継続	・軽スポーツの指導						単独事業
							(財源区分)
							村補助金、自主財源

【実施事業名】実施計画④ 11 障がい者レクリエーション大会

現状と課題		今後の取り組み					
毎年8月に在宅で暮らす障がい者とその家族、施設入所の障がい者とその家族、企業ボランティア、地域ボランティアがつどい実施している事業で、グラウンドゴルフ大会とレクリエーション大会を行っています。 同じ時期に実施しているボランティアスクール事業とも連携しており、児童生徒と障がい者が交流し、児童生徒にとっては福祉を実践的に学ぶ機会にもなっています。 令和2年度より新型コロナウイルス感染症流行に伴い中止していましたが、令和5年度より事業を再開しました。以前は昼食の際、交流を深めながら全員参加によるバーベキューを楽しんでいましたが、感染防止対策のため昼食をお弁当に変更するなど、内容を一部変更し実施しています。令和5年度の参加人数は41名でした。		この事業は参加者が一年に一度の集いをととても楽しみにしている事業ですが、年々高齢化が進み参加人数が大幅に減少しています。また夏の暑い時期に屋外でスポーツを行うことが難しくなってきました。一方で、ボランティアスクールに参加している児童生徒が障がい者と交流できる貴重な機会でもあり、今後も事業を継続するために内容の見直しを随時行い、参加型で無理なく楽しめるようプログラムを提供し、事業を継続できるよう努めます。					
具体的な取り組み		R7	R8	R9	R10	R11	(関係機関)
継続	・事業運営マニュアルの作成						村内企業、ボランティア、身体障害者福祉会、手をつなぐ親の会、福祉施設
継続	・企業ボランティア、地域ボランティアとの連携強化						
継続	・ボランティアスクール事業との連携						(事業区分)
継続	・施設、学校との連携						単独事業
							(財源区分)
							共募配分金、自主財源

【実施事業名】実施計画④ 12 福祉安心電話サービス事業						
現状と課題		今後の取り組み				
この福祉安心電話サービス事業は県社協が主体となり実施している事業です。システムは「青森方式」と呼ばれ、平成元年10月1日開始以来、住民参加による見守りネットワークと、24時間体制による緊急対応を備えた制度として実施されています。村内でも以前は利用者がいましたが、現在は利用されていません。 この事業の特徴として、電話端末等機器の設置代金と年会費の費用がかかり、見守りを行う住民の登録が必要となっています。		今後も事業利用の希望があった場合に備え、対応できるように事業を継続していきます。また、同様の見守り事業として六ヶ所村で実施されている緊急通報システムとも連携しながら取り組みを進めます。				
具体的な取り組み		R7	R8	R9	R10	R11
継続	・村の見守り事業との連携					
		(関係機関) 村、県社協、民生委員 (事業区分) 受託事業 (財源区分) 利用者負担				

【実施事業名】実施計画④ 13 地域福祉講座						
現状と課題		今後の取り組み				
高齢者が交通事故や詐欺被害に遭うケースが多いことから、その実際の様子や巧妙な手口を寸劇で学ぶなど、体験型の講座を上北郡各町村老人クラブが順次開催しています。 令和5年度は村社協主催の楽寿食事で、青森県消費生活センターより講師を招き、消費者トラブルにあわないための講座を行い、参加者は52名でした。		上北郡内各町村老人クラブを中心に、健康、認知症、詐欺、交通事故など高齢者が興味を持てるような講座を開催し、多くの方に参加していただけるよう上北郡内社協とも連携を図り実施していきます。				
具体的な取り組み		R7	R8	R9	R10	R11
継続	・参加者の増員					
継続	・関心が高いプログラムの検討					
継続	・講座実施協力機関の開発					
継続	・上北郡内社協との連携					
		(関係機関) 老人クラブ (事業区分) 単独事業 (財源区分) 県老助成金、自主財源				

【実施事業名】実施計画④ 14 介護用品の貸出事業						
現状と課題		今後の取り組み				
低所得世帯、高齢者世帯へ介護用品の貸し出しを行っています。原則として3か月の期間内で借りることができ、費用は無料ですが、消毒等が必要な場合はその実費負担をお願いしています。 貸出は車椅子が一番多く、ベッド、サイドテーブル、シャワーチェアなど、六ヶ所村地域包括支援センターとも連携し、一時帰宅での使用や介護認定申請中で介護用品の購入やレンタルができるようになるまでの間、ご利用いただいています。令和5年度の貸出件数は8件でした。		社協だよりとホームページを活用し、貸し出しできる介護用品の写真を掲載し、貸出期間や条件などの紹介も行うなど住民に積極的に活用していただけるよう取り組みます。 また共同募金の配分金なども活用しながら、壊れたもの、古くなったものの入れ替えを行います。 今後も少しずつ種類を増やし、要望に対応できるよう取り組んでいきます。				
具体的な取り組み		R7	R8	R9	R10	R11
継続	・社協だよりとホームページを活用し、写真を掲載するなど具体的に分かりやすく紹介					→
継続	・貸出期間や条件など具体的説明の掲示					→
継続	・ホームページ上に借用書の様式を掲載					→
継続	・壊れた用品、古い用品の入れ替え					→
		(関係機関) 村など (事業区分) 単独事業 (財源区分) 共募配分金、自主財源				

【実施事業名】実施計画④ 15 六ヶ所村地域福祉活動補助金事業						
現状と課題		今後の取り組み				
六ヶ所村地域福祉活動補助金を活用し、グラウンドゴルフ大会、高齢者スポーツ大会、ゲートボール大会、花いっぱい運動の4つの事業を行っています。各老人クラブはこれらの大会を目標に日々練習を行っており、健康づくりや会員交流の面でも重要な機会となっています。令和5年度は305名の参加がありました。		老人クラブ会員の減少にともない参加者が減少していますが、老人クラブ会員以外の方にも参加していただけるよう工夫し実施していきます。競技に使用する道具の貸し出しや競技ルールの説明、講習会などを実施し、若い年代の方々にも参加いただけるよう工夫を行って参ります。				
具体的な取り組み		R7	R8	R9	R10	R11
継続	・競技用品の貸し出し					→
継続	・地域交流ホームなど練習場所の提供					→
継続	・競技ルール説明会の実施、研修会への参加					→
		(関係機関) 村、老人クラブ、各スポーツ団体 (事業区分) 補助事業 (財源区分) 村補助金、自主財源				

【実施事業名】実施計画④ 16 ふれあい訪問事業							
現状と課題		今後の取り組み					
70歳以上の一人暮らし及び75歳以上の高齢世帯に対し、民生委員と連携し楽寿食事会への参加を呼びかける訪問とボランティアグループ鈴の会会員による安否確認訪問を行っています。 令和5年度は70歳以上の一人暮らしが301件、75歳以上の高齢世帯は102件でした。		この事業は地域での見守り活動につながっているため、今後も引き続き民生委員とボランティアのご協力をいただき、活動を継続して参ります。					
具体的な取り組み		R7	R8	R9	R10	R11	(関係機関) 民生委員、ボランティア (事業区分) 単独事業 (財源区分) 自主財源
継続	・ 民生委員との協働						
継続	・ ボランティアとの協働						
継続	・ 各機関との情報共有						

【実施事業名】実施計画④ 17 災害見舞金の支給										
現状と課題					今後の取り組み					
住居火災及び水害により被災した場合、村社協慶弔規程及び県共募規程に基づき、六ヶ所村共同募金委員会より災害見舞金を支給します。 近年の支給実績は令和4年度0件、令和5年度1件でした。					住民相互のたすけあい精神のもと、共同募金運動を推進するとともに、適切な事業運営を行います。					
具体的な取り組み					R7	R8	R9	R10	R11	(関係機関) 県共募
継続	・ 共同募金運動への協力									(事業区分) 単独事業
継続	・ 災害見舞金の支給									
										(財源区分) 共募見舞金、自主財源

【実施事業名】実施計画④ 18歳末支援事業						
現状と課題		今後の取り組み				
70歳以上の一人暮らし及び75歳以上の高齢世帯への支援として、灯油・LPガスの購入に使用できる歳末たすけあい見舞券を発行しています。12月1日を基準日とし、1世帯あたり1,000円券を3枚綴りにし令和5年度は388世帯に支援しました。 この事業に必要な経費は、民生委員・児童委員、社協役員、村内企業からの心温まる募金で全額賄われています。		事業に必要な経費が全額募金で賄われていることから、今後も民生委員・児童委員、村内企業、社協役員の皆様と協力しながら、事業が継続できるように取り組んでいきます。				
具体的な取り組み		R7	R8	R9	R10	R11
継続	・ 共同募金運動への協力					
継続	・ 民生委員との連携					
継続	・ 社協役員との連携					
		(関係機関) 民生委員・児童委員、企業、社協役員 (事業区分) 単独事業 (財源区分) 共募配分金				

【実施事業名】実施計画⑤ 19六ヶ所村社会福祉大会										
現状と課題					今後の取り組み					
「支えあい 温もりとやすらぎのもてる まちづくり」を大会スローガンに、地域の誰もが住み慣れた場所で安心して、その人らしい生活が送れるよう、お互いに助け合い支え合う地域づくりを目指して講演等を行っています。また、社協役職員、民生委員・児童委員や施設従事者など、これまでに地域福祉活動に功績のあった方々を表彰しています。					村民が地域福祉活動に理解と関心を持ち、活動意欲の向上につなげられるように、講演等の内容を充実させます。また、村内の地域福祉活動に功績があった方々への表彰も行っていきます。住民の方々に社会福祉を身近に感じていただけるように、これからも取り組んで参ります。					
具体的な取り組み					R7	R8	R9	R10	R11	(関係機関) 村、村民児協、施設、自治会 (事業区分) 補助事業 (財源区分) 村補助金、自主財源
継続	・ 地域福祉活動への理解関心が深まるよう講演内容等の充実									
継続	・ 表彰対象者の規定の広報									

【実施事業名】実施計画⑤ 20福祉チャリティーショー										
現状と課題					今後の取り組み					
福祉チャリティーショーは六ヶ所村社会福祉協議会の事業及び助け合い活動が円滑に行われるよう、加えて地域住民の「ふれあいの心・たすけあいの心・おもしろいの心」が育まれるように、村内全域各団体のご協力をいただき開催されています。 当日は会場に募金箱を設置させていただき、村民の皆様よりお寄せいただいた募金は食事会など住民の交流のために活用させていただいております。					この事業は子どもから高齢者まで、個人ボランティア、福祉団体、舞踊団体など多くの方に出演していただき開催しています。多くの住民にご来場いただけるよう、事前に開催日時や場所をチラシなどでお知らせし、バスの停留場所や時間を分かりやすくお伝えするよう努めます。また、たすけあいの心よりお寄せいただいた募金は各事業の基盤となるため、これからも継続し取り組んでいきます。					
具体的な取り組み					R7	R8	R9	R10	R11	(関係機関) 村、福祉団体、舞踊団体、ボランティア (事業区分) 単独事業 (財源区分) 共募配分金、自主財源
継続	・ 多くの関係団体の皆様へ参加とご協力の依頼									
継続	・ 事業内容のPR									
継続	・ 出演写真の掲示、希望者に無料配布									
新規	・ 開催をお知らせするチラシの発行									

【実施事業名】実施計画⑤ 21 社協だより発行、ホームページ運営

現状と課題		今後の取り組み					
赤い羽根共同募金の配分金を活用して年4回、毎回およそ4700部の「社協だより」を発行しており、村社協で行っている事業の紹介や情報提供及びスポーツ大会や楽寿食事会の様子などを掲載しています。 平成30年度にはホームページを開設し、紙媒体以外でも手軽に情報が得られるようにしました。現況報告書や決算資料なども掲載し、組織の透明性を確保するため情報公開を行っています。また、事業に関しての申請書について、介護用品貸出申請書やご意見箱記入用紙などは事前にダウンロードできるようにしました。		より見やすく、分かりやすく、利便性に富んだ社協だよりとホームページを目指して改善していきます。定期的な情報更新と若年層世代にも社協の情報が届くような仕組みを取り入れていきます。 六ヶ所村のホームページの閲覧者に村社協ホームページも見て頂けるよう村に協力を依頼し、多くの方に見て頂けるように工夫していきます。					
具体的な取り組み		R7	R8	R9	R10	R11	(関係機関) 村
継続	・情報の定期的な更新						(事業区分) 単独事業
継続	・申請用紙の掲載など利便性を図る						
継続	・担当者以外でも随時更新できるようなシステムの構築						
継続	・ボランティア保険など、その時期に必要な情報の発信						
							(財源区分) 共募配分金、自主財源

【実施事業名】実施計画⑥ 22 ボランティアグループ鈴の会事務局										
現状と課題					今後の取り組み					
ボランティアグループ鈴の会の活動を支援するため、事務局を担っています。研修会や情報交換会などに積極的に参加し、他のボランティア団体との交流を促進するためのサポートを事務局として行っています。 長年にわたり楽寿食事会など村社協の事業で多大なるご協力をいただいています。					長年の活動が認められ、令和元年度春の緑綬褒章を受章しました。会員の高齢化に伴い会員数が減少していますが、これからも地域に密着したボランティアの熱意を活かし、長く活動できるように支援していきます。					
具体的な取り組み					R7	R8	R9	R10	R11	(関係機関) 村、県ボラ協会
継続	・研修会参加の呼びかけ									(事業区分) 単独事業
継続	・交流会参加の呼びかけ									
継続	・遠出の際の付き添い									(財源区分) 自主財源
継続	・研修会参加によるスキルアップ									

【実施事業名】実施計画⑥ 23六ヶ所村老人クラブ連合会事務局										
現状と課題					今後の取り組み					
住民の生活スタイルや意識の変化から、老人クラブへの新規加入者が減っており、団体数、会員数とも年々減少しています。 老人クラブは令和5年度現在村内に12団体あり、297名の会員で六ヶ所村老人クラブ連合会を組織しており、村社協が事務局機能を担っています。それぞれのクラブの自立を支援し、団体相互の連絡調整を図り、地域のつながりの構築に努めています。					会員数が年々減少し高齢化している状況ですがそれぞれのクラブ活動を支援し、団体相互の連絡調整が円滑に進むように支援していきます。また壮年期の世代にも老人クラブに加入していただけるよう企画や情報提供を行い、会員を増やす取り組みを進めていきます。					
具体的な取り組み					R7	R8	R9	R10	R11	(関係機関) 村、県・郡老人クラブ
継続	・会員増強のPR活動									(事業区分) 補助事業
継続	・新しい軽スポーツの導入									
継続	・各種申し込み様式の簡素化									
継続	・未加入者へクラブ活動参加のお試し期間、機会を設ける									(財源区分) 補助金、会費

【実施事業名】実施計画⑥ 24六ヶ所村手をつなぐ親の会事務局										
現状と課題					今後の取り組み					
六ヶ所村手をつなぐ親の会は、障がいのある方々の親が生涯にわたり手をつなぎあっていく会として活動し、令和5年度の会員数は7名です。会員研修で会員同士の交流を図るとともに、毎年行われる障がい者レクリエーション大会と上北郡愛の輪レクリエーション大会に参加しています。村社協は事務局を担っています。					障がいのある方の施設入所、親の高齢化により遠出の活動が難しくなっていますが、現在は施設の方やボランティアなど多方面の皆様方にご協力をいただきながら、活動を行っています。 今後、会員数減少と設立当初の目的達成により活動を終了する予定になっています。					
具体的な取り組み					R7	R8	R9	R10	R11	(関係機関) 村、ボランティア
継続	・ 会員の交流を身近な場所で開催				終了					(事業区分) 補助事業 (財源区分) 補助金、会費
継続	・ ボランティア育成への協力				終了					
継続	・ 上北郡愛の輪レクリエーション大会への参加				終了					
継続	・ 障がい者レクリエーション大会への参加				終了					

【実施事業名】実施計画⑥ 25六ヶ所村身体障害者福祉会事務局										
現状と課題					今後の取り組み					
障がいを持つ方がいきいきと生きがいを持って暮らし、障がいのある人自身の立場から人権の保障と社会参加を促し、地域で自立した生活を送ることができるよう取り組んでおり、令和5年度の会員数は29名です。村社協は事務局を担っています。 毎年夏にボランティアスクールに参加している児童生徒、企業と地域ボランティア、手をつなぐ親の会とともに軽スポーツとレクリエーション大会を行っています。					会員の高齢化により会員数が減少していますが、今後もレクリエーション大会など会員が集い交流を深められるような機会を設け活動をサポートしていきます。					
具体的な取り組み					R7	R8	R9	R10	R11	(関係機関) 村、ボランティア
継続	・ 会員の交流を身近な場所で開催									(事業区分) 補助事業 (財源区分) 補助金、会費
継続	・ 身体障がい者への地域の理解を深める									
継続	・ 障がい者レクリエーション大会への参加									
継続	・ ボランティアスクール事業との連携									

【実施事業名】実施計画⑦ 26 ボランティア活動の推進事業										
現状と課題					今後の取り組み					
令和元年度より六ヶ所村配食サービス事業の受託開始にともない、ボランティアの養成講座を開始しました。現在、ボランティア9名の方がお昼のお弁当を利用者のご自宅まで届け、見守り活動を行っています。 今後もボランティア自身が生きがいをもって活躍していただけるようサポートし、またボランティア育成に積極的に取り組む必要があります。					今後もボランティア自身が生きがいをもって活躍できるよう、ボランティア活動の推進に積極的に取り組めます。また、地域住民が高齢になっても住み慣れた地域で生活が続けられるように、ボランティアが活躍できる仕組みづくりを関係機関と連携し進めていきます。村内小中学生を対象としたボランティアスクールも継続して実施して参ります。					
具体的な取り組み					R7	R8	R9	R10	R11	(関係機関) 村、学校
継続	・ ボランティア養成講座の開催									(事業区分) 単独事業 (財源区分) 自主財源
継続	・ 六ヶ所村生活支援体制整備事業との連携									
継続	・ 効果的な育成プログラムの作成									
継続	・ ボランティアスクールの開催									
継続	・ 研修会などに参加しスキルアップを図る									

【実施事業名】実施計画⑦ 27 学校福祉教育講師派遣										
現状と課題					今後の取り組み					
村内の小学校から福祉教育の講師派遣依頼を受けた場合、村社協職員を講師として派遣しています。事前に学校の先生と打ち合わせを行った上で、当日は児童生徒に高齢者や障がい者についての理解を深めるための話しや、高齢者疑似体験、車椅子操作など実際に体験できるようなメニューを提供しています。平成30年度は2つの小学校で実施しましたが、それ以降はコロナ禍もあり実施されていません。今後は学校に学びの一つとして活用していただけるようこの事業の紹介を行っていきます。					今後も、実際に車椅子の乗り降りや体にサポーターやめがねをつけて動いてみるなど、いつも出来ている動きを不自由な立場で行い得られる感覚、生活のしづらさを実体験しながら学べるよう、高齢者疑似体験セットなどを活用し進めていきます。学校からの様々な要望に対応できるように職員のスキルアップを図りながら取り組んでいきます。					
具体的な取り組み					R7	R8	R9	R10	R11	(関係機関) 学校、県社協
継続	・ 学校との連携									(事業区分) 単独事業 (財源区分) 自主財源
継続	・ 効果的なプログラムを考える									
継続	・ 研修会などに参加しスキルアップを図る									

【実施事業名】実施計画⑦ 28 ボランティア活動保険						
現状と課題		今後の取り組み				
ボランティア活動中の事故、村社協事業参加中の事故、地域で実施されるボランティア行事中の事故などに対応する社協専用保険の取り扱いをしています。 令和5年度の加入実績は4つのボランティア団体で64名です。また、村社協の会員（自治会や福祉団体など）が主催する行事用保険もその都度取り扱いを行っており、いきいきサロンなどの行事で活用されています。		保険加入がスムーズに行えるよう、社協だよりやホームページでPR活動に取り組み、安心して活動できるよう支援していきます。				
具体的な取り組み		R7	R8	R9	R10	R11
継続	・ 取り扱い内容のPR強化					
継続	・ パンフレットを見やすい場所に置く					
継続	・ 研修会などに参加しスキルアップを図る					
		（関係機関） 自治会、全社協、ボランティア （事業区分） 単独事業 （財源区分） 事務手数料、自主財源				

【実施事業名】実施計画⑦ 29 災害ボランティアセンター						
現状と課題		今後の取り組み				
全国各地で中規模、大規模な災害が毎年発生しています。近年は全国すべての都道府県、市町村にあり地域特性が分かり中長期的に支援できるという観点から、災害ボランティアセンターの運営主体は市町村社会福祉協議会が担うというケースが多くなっています。 村社協は上北郡内の社会福祉協議会と災害協定を締結しています。今後は村の防災計画を確認し、災害の場合にどのような対応が必要かを確認しながら取り組みを進める必要があります。		近隣市町村でも水害が発生し青森県社協の支援を受けボランティアセンターを立ち上げ活動した事例からもわかるように、村社協も災害時の対応について関係機関と連携し取り組む必要があります。 村と協力しながら、六ヶ所村内で災害が発生した場合、災害ボランティアセンターの設置、及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、双方が果たすべき役割と協力事項、および費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄り添えるよう、必要な事柄を確認し進めていきます。				
具体的な取り組み		R7	R8	R9	R10	R11
新規	・ 関係機関との連携					
新規	・ 研修会などに参加し学ぶ					
		（関係機関） 村、各機関、 （事業区分） 単独事業 （財源区分） 自主財源				

第4節 基本計画4

指定管理及び事業の受託

高齢になっても働けるよう、シルバー人材センターの充実発展に努めます。指定管理施設の管理運営にあたり、利用者のニーズを的確に把握し、地域に密着したサービスの提供ができるよう努めます。

実施計画⑧ シルバー人材センター等受託事業の充実発展

実施計画⑨ 指定管理事業の適切な管理運営

【実施事業名】実施計画⑧ 30六ヶ所村シルバー人材センター運営受託事業						
現状と課題		今後の取り組み				
六ヶ所村シルバー人材センターは村からの受託事業として「自主・自立・共働・共助」の理念に基づき運営しています。 一年を通して、野菜選別業務、草刈・草取り業務などを行っており、令和5年度の登録会員数は40名です。		社協だよりやホームページを活用し活動内容をお知らせするとともに会員の確保に取り組んでいきます。また、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化と会員の能力に応じた就業の提供を行っていきます。 会員が高齢であることから、安全に活動できるように様々な環境の提供と、会員数の増加に努めます。				
具体的な取り組み		R7	R8	R9	R10	R11
継続	・活動内容の宣伝					
継続	・チラシ配布					
継続	・会員向け研修会の実施					

(関係機関)
村

(事業区分)
受託事業

(財源区分)
受託金、会費

【実施事業名】 実施計画⑨ 3 1 六ヶ所村老人福祉センター施設指定管理受託事業							
現状と課題		今後の取り組み					
受託事業として、六ヶ所村老人福祉センターの施設管理を行っています。温泉施設を中心とし、その他付設の各施設は村社協の事業や村の検診、介護予防体操などにも利用されており、住民交流の拠点となっています。 令和5年度の入浴事業の年間利用者数は59,000名を超え多くの方にご利用いただいています。また、介護予防体操や検診等では2,100名以上の利用がありました。		高齢者無料入浴の対象年齢の幅が広がったこともあり、温泉施設を中心に多くの方々に利用されています。また、村事業の移動販売による買い物、介護予防体操などの開催場所としてもご利用いただいております。 地域での行事、交流の場など地域福祉の拠点としてさらにご利用いただけるよう、訪れやすい施設づくりを目指し取り組んでいきます。					
具体的な取り組み		R7	R8	R9	R10	R11	(関係機関)
継続	・ 村と協議しながら維持管理						村
継続	・ 利用者の増加を図る						(事業区分) 受託事業
継続	・ 施設利用を促す広報活動						(財源区分)
継続	・ ご意見箱の設置						受託金、利用料

【実施事業名】実施計画⑨ 3 2 六ヶ所村地域交流ホーム施設指定管理受託事業									
現状と課題		今後の取り組み							
受託事業として、六ヶ所村地域交流ホームの施設管理を行っています。温泉施設を中心とし、その他付設の各施設は村社協の各事業や村の事業に利用されており、住民交流の拠点となっています。 令和5年度の入浴事業の年間利用者数は30,000名を超え多くの方にご利用いただいています。また、屋内屋外のゲートボール場やグラウンドゴルフ場などは練習場所として開放しています。		これからも設置者である村と協議しながら、管理運営できるように取り組んでいきます。 また、今後増加が見込まれる生活支援事業の一つの拠点として、利便性のよい施設づくりを行います。							
具体的な取り組み		R7	R8	R9	R10	R11	（関係機関） 村		
継続	・ 村と協議しながら維持管理						（事業区分） 受託事業 （財源区分） 受託金、利用料		
継続	・ 利用者の増加を図る								
継続	・ 施設利用を促す広報活動								
継続	・ ご意見箱の設置								
継続	・ 生活支援活動拠点として活用								

第5節 基本計画5 社協基盤の充実強化

村と連携した事業の取り組みを行うなど、可能な限りの助成を受けながらも、会費収入の増額を図り、共同募金配分金など少しでも多くの収入を確保し、自主財源の確保に努めます。

実施計画⑩ 共同募金運動の積極的な展開

実施計画⑪ 財政基盤の強化と会員組織の充実

実施計画⑫ 社協組織体制の充実と職員のスキルアップ、実習生の受入れ

【実施事業名】 実施計画⑩ 3 3 赤い羽根共同募金事業							
現状と課題		今後の取り組み					
赤い羽根共同募金運動に協力し、募金活動を実施しています。共同募金配分金は村社協にも配分され、多くの福祉事業に活用されており、本村の福祉事業推進の重要な財源となっております。 新たに六ヶ所村のキャラクターデザインを採用したピンバッチ募金の取り組みも始めました。皆さまよりご協力いただいた令和5年度の募金金額は2,293,402円でした。		共同募金の趣旨をご理解いただき、善意の募金をお寄せいただけるよう、ご協力をお願いしていきます。コロナ禍で休止していた各事業が再開され、特に一人暮らし及び高齢世帯を対象とした楽寿食事会のように直接集う交流も再開されました。その時々状況に合わせ、配分する事業を毎年度検討し、有効活用できるよう取り組んでいきます。					
具体的な取り組み		R7	R8	R9	R10	R11	(関係機関)
継続	・ 共同募金活動の理解と関心を高める						県共募 (事業区分) 単独事業 (財源区分) 共同募金事務費
継続	・ 配分金がどのように使われているか分かりやすい情報提供						
継続	・ 配分事業の検討と効果的な活用						
継続	・ ピンバッチ募金の取り組み						

【実施事業名】実施計画⑩ 34歳末たすけあい募金事業										
現状と課題					今後の取り組み					
歳末たすけあい募金事業は、毎年11月から12月までの約1ヶ月間、村社協役員と民生委員児童委員の方々が村内の企業、自治会、個人の方々を訪問し募金活動を行っています。 ご協力いただいた募金は歳末見舞券として、村内の70歳以上の一人暮らし及び75歳以上の高齢世帯へ配布され、灯油ガス代に使用されております。令和5年度に配布した件数は388件です。					新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが少しでも温かい気持ちをもてるように、これからも企業や住民の理解と参加をいただき、募金活動に取り組んでいきます。					
具体的な取り組み					R7	R8	R9	R10	R11	(関係機関) 村、民生委員・児童委員、自治会、企業、社協役員
継続	・丁寧な趣旨説明と募金のお願い									(事業区分) 単独事業
継続	・民生委員・児童委員や関係者との連携									
継続	・村内灯油ガス取扱店との連携									
継続	・村との連携									(財源区分) 共同募金配分金

【実施事業名】実施計画⑪ 35福祉基金の造成										
現状と課題					今後の取り組み					
福祉基金は村社協に寄せられる寄付金を積み立て、災害時には福祉基金運営要綱に基づき取りくずし、村民の皆様のために利用できる基金です。この基金を活用し、令和2年7月、新型コロナウイルス感染症が流行した際にマスクを購入し、50枚入り1箱を村内每户へ配布しました。 当初、令和10年までに30,000千円を目標に積立てしていましたが、原資の減少に伴い目標金額を改める必要があります。					この度の原資の減少に伴い、目標金額を改めるとともに、今後とも基金の趣旨をご理解いただき、寄付金へのご協力をいただけるよう原資の増加に努めます。					
具体的な取り組み					R7	R8	R9	R10	R11	(関係機関)
継続	・寄付の呼びかけを行い、原資を確保する									企業、学校、住民、団体
継続	・適正な管理									(事業区分) 単独事業
継続	・寄付をいただいたことを広報やHPで公表する									(財源区分) 寄付金

【実施事業名】実施計画⑪ 36 一般会員、賛助・団体会員の拡大										
現状と課題					今後の取り組み					
会費は村社協の運営上、必要不可欠な自主財源です。現在、戸別の一般会員、個人の賛助会員、団体会員があります。加入数は令和5年度現在、一般会員が2016戸、賛助会員が59名、団体会員が34団体です。 課題として人口減少に伴い一般会員数が少なくなるため、賛助会員と団体会員の加入数を増やす取り組みの強化が必要です。					地域福祉推進に必要な自主財源の確保に向けて会費の納入依頼を行っていきます。六ヶ所村も人口減少と世帯の高齢化により一般会員数が減少傾向にありますが、趣旨をご理解いただき、自治会と協力しながら財源の確保と会員数の拡充に取り組んでいきます。 また、社協だよりやホームページなどで村社協の活動内容をお知らせするなど広報を強化し、賛助会員と団体会員を増やす取り組みを行います。					
具体的な取り組み					R7	R8	R9	R10	R11	(関係機関)
継続	・ 広報やホームページを使い、会費の趣旨の丁寧な説明									自治会、民生委員・児童委員、社協役員・評議員、企業・団体 (事業区分) 単独事業 (財源区分) 自主財源
継続	・ 広報やホームページを使い、会員加入の促進活動									
継続	・ 事業内容の透明化									
継続	・ 幅広い世代へ向けた事業の構築									

【実施事業名】実施計画⑫ 37 福祉サービス供給の整備充実										
現状と課題					今後の取り組み					
少子高齢化、複合的問題を抱える世帯の増加、地域での生活支援体制づくりなど、多様化する福祉課題と生活課題を把握し、それに応えられる組織であるために、職員の資質向上と設備の充実に取り組む必要があります。 村や各機関と連携し福祉課題と生活課題の把握を行います。また、現在実施しているサービスは、より多くの住民に利用して頂けるように改善を図るとともに、必要とされるサービスが実施できるよう取り組む必要があります。					今後も村社協の事業全体が見渡せる年間スケジュールを作成し、新規事業の受託、既存事業の見直し、職員配置、多機関との連絡調整に活用できるように取り組んでいきます。また、各団体などの皆様方がより一層活動できるよう引き続き支援を続けていきます。 村社協が組織として計画に基づき様々な事業を実行するため、福祉専門職の育成及び確保にも取り組んで参ります。					
具体的な取り組み					R7	R8	R9	R10	R11	(関係機関)
継続	・ 関係機関との連携									村、県社協、関係機関、社協役員、評議員 (事業区分) 単独事業 (財源区分) 自主財源
継続	・ 研修会への積極的参加									
継続	・ 職員の資質向上、福祉専門職の育成及び確保									

【実施事業名】実施計画⑫ 38 経営組織のガバナンス強化							
現状と課題		今後の取り組み					
社会福祉法等の一部を改正する法律において社会福祉法人制度の改革が行われました。その中で経営組織のガバナンスの強化として、これまで一部の法人を除き法律上任意とされていた評議員会が議決機関として必置とされました。 村社協でも理事・評議員にはこれまで以上の経営責任と法の遵守が求められています。村社協は理事が9名、監事が3名、評議員が19名です。		社協の経営組織強化と社会福祉向上を図るため、役員等の出席率の向上と、理事会、評議員会の定例化を図るとともに、役割を明確にしていきます。					
具体的な取り組み		R7	R8	R9	R10	R11	(関係機関) 村、関係機関、社協役員、評議員 (事業区分) 単独事業 (財源区分) 自主財源
継続	・ 理事会、評議員会への出席率向上の取り組み	➡					
継続	・ 役員等の研修会への積極的参加	➡					
継続	・ 理事会、評議員会、監査会の定例開催	➡					

【実施事業名】 実施計画⑫ 3 9 事業運営の透明化							
現状と課題		今後の取り組み					
地域福祉を推進する村社協は、公共性・公益性が高く様々な事業に取り組んでいます。 人口の減少と高齢化により、さらなる地域コミュニティの再構築に取り組む必要があり、子どもから高齢者まで多世代の参加型福祉サービス事業を展開するため、現在実施している事業を丁寧に説明するなど情報発信をより充実させ、事業運営の透明化を図る必要があります。		今後も事業運営の透明性を図るため、村社協ホームページで、財務諸表、現況報告書、役員報酬基準などを住民に公表していきます。また、事業の取り組みについて積極的に情報発信を行って参ります。 地域共生社会の実現に向け、地域コミュニティの再構築に積極的に関わり、取り組みが継続できるよう活動していきます。					
具体的な取り組み		R7	R8	R9	R10	R11	(関係機関) 村、関係機関、社協役員、評議員 (事業区分) 単独事業 (財源区分) 自主財源、共募配分金
継続	・ 社協だより、ホームページを使った情報発信	➡					
継続	・ 地域行事を活用して、社協のPR活動	➡					
継続	・ 現況報告書や決算書の公開	➡					

【実施事業名】実施計画⑫ 40職員のスキルアップ研修										
現状と課題					今後の取り組み					
多様化する新たな福祉課題・生活課題を把握し、課題の解決や仕組みづくりなどに応えられる職員として、職員の資質向上が求められています。 村社協で実施している事業は子どもから高齢者、障がい者、団体、地域づくりなど多岐の分野にわたります。職員が担当する業務上の課題やアイデアを内部研修や打合わせで話し合える仕組みを作り、共通理解のもと事業が進むように工夫が必要です。					職員が専門性を高めるため、自主的な学習活動や業務に有効な資格を習得できるよう、学習会や研修会へ積極的に参加します。必要な資格取得の奨励を行うとともに、業務の担当替えを行い、職員同士で課題やアイデアを出し合い、共通理解のもと事業が行えるよう取り組んでいきます。					
具体的な取り組み					R7	R8	R9	R10	R11	(関係機関) 村、県社協
継続	・ 必要な資格取得の奨励									(事業区分) 単独事業
継続	・ 効果的な外部研修会への参加派遣									
継続	・ 内部研修や打合わせ会を定例開催、事業の共通理解を図る									
継続	・ 業務の担当替え									
										(財源区分) 自主財源

【実施事業名】実施計画⑫ 4 1 実習生の受入れ体制の構築										
現状と課題		今後の取り組み								
社会福祉士実習生の受け入れを行っています。受け入れにあたり養成校との契約が必要です。近年では令和4年度に青森県内の大学より1名を受け入れました。実習期間中は指導担当者に負荷がかかるため業務分担の調整が必要になります。		実習生にとって実習先の組織や指導員は今後の手本になり、印象に強く残るものです。実習生の受入れは職員の資質向上にも効果があり、新人職員の育成にも役立てられると言われています。福祉人材の育成に寄与するためにも、可能な限り養成校と連携し、実習生の受入れを行います。								
課題として他市町村社協が実施しているように、一人の実習生に複数名の実習指導者がかわることができるよう、実習指導者の増員が必要です。		実習指導者の増員については、社会福祉士実習指導者講習会に参加し資格の取得に努めます。								
具体的な取り組み		R7	R8	R9	R10	R11	(関係機関) 養成校			
継続	・ 実習マネジメント年次計画作成						(事業区分) 単独事業			
継続	・ 実習生受入れのための委員会立ち上げ									
継続	・ 実習受入れマニュアルの作成									
継続	・ 社会福祉士実習指導者の業務分担計画									
							(財源区分) 受託金			

第4章

計画の進行管理と評価・修正

第1節 計画の進行管理と評価・修正

第4章 計画の進行管理と評価・修正

第1節

計画の進行管理と評価・修正

この地域福祉活動計画は、村社協が取り組んでいく具体的な計画として、5年間の年次別実施計画として策定したものです。より地域福祉を充実させるため、村社協の進むべき道しるべとなるものですが、住民の多様なニーズや福祉制度が目まぐるしく変化する中、実施においてもおのずから不確定な要素を含んでいることは否定できません。

しかし、財政基盤の弱い社協活動の中で、その方向性とよりどころを得るところに、この計画の存在意義があります。そのため、本計画を単なる計画とすることなく、その進捗状況を管理するとともに、各事業を評価することによって、計画の見直しや修正を加え、あるいは新規事業に取り組みます。そのときのニーズに即応していくことが必要であることから、年度毎に計画の進行管理・評価・修正で軽微なものは事務局で検討します。計画の根幹にかかわる部分については理事会の承認を得て、計画の見直しや修正を行います。

資料 1 第 3 次六ヶ所村地域福祉活動計画策定の経過

番号	期 日	工 程	内 容
1	令和 6 年 3 月 1 1 日	令和 5 年度 第 4 回理事会	令和 6 年度村社協事業計画の中で、村の地域福祉計画のもと村当局の指導を仰ぎ、連携を密にして第 3 次計画の策定にあたることを明記。
2	令和 6 年 8 月 2 6 日	第 1 回 策定委員会	・ 委嘱状交付 ・ 諮問 ・ 計画概要説明 ・ 今後の予定について
3	令和 6 年 1 0 月 2 4 日	事務局より 資料及び質問票 の事前送付	・ 第 2 次六ヶ所村地域福祉活動計画分析と評価 ・ 第 3 次六ヶ所村地域福祉活動計画（案） 上記に対する意見聴取（書面実施）
4	令和 6 年 1 1 月 2 0 日	第 2 回 策定委員会	・ 第 2 次六ヶ所村地域福祉活動計画分析と評価（報告） ・ 第 3 次六ヶ所村地域福祉活動計画（案）の審議 ・ 今後の予定について ・ 第 3 次六ヶ所村地域福祉活動計画（案）の了承について
5	令和 7 年 3 月 1 0 日	答 申	・ 計画（案）の了承 ・ 会長へ計画（案）の答申
6	令和 7 年 6 月	計画書発行 公表	・ 関係機関へ計画書送付 ・ 村社協ホームページで公表

資料2 六ヶ所村地域福祉活動計画策定委員会 設置要綱

(目的)

第1条 この委員会は、社会福祉法人六ヶ所村社会福祉協議会（以下「村社協」という。）の今後の地域福祉活動の方向性を定める地域福祉活動計画を策定する目的で、地域福祉活動計画策定委員会を設置する。

(名称)

第2条 この委員会は、六ヶ所村社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって構成し、委員は次の各号の中から村社協会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 住民（組織）代表
- (2) 関係行政機関
- (3) 社会福祉施設
- (4) 福祉関係団体
- (5) 教育・保健関係者
- (6) 学識経験者
- (7) 村社協
- (8) その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から2年とする。但し、任期満了後は、新たに選任委嘱するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選とする。

- 3 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要であると認めたときは委員以外の者に委員会への出席を求め意見を聞くことができる。

(費用弁償)

第7条 委員の費用弁償は、社会福祉法人六ヶ所村社会福祉協議会費用弁償に関する規程により支給する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、村社協に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が委員長と協議して別に定める。

附則

この要綱は、2019年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2019年10月1日から施行する。

資料3 第3次六ヶ所村地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

任期：令和6年8月1日から令和8年7月31日

番号	要綱第3条	団体等名	職名	氏名	備考
1	(1)住民（組織）代表	六ヶ所村行政連絡員協議会	会長	こいずみ くに お 小泉 國雄	
2	(2)関係行政機関	六ヶ所村役場福祉課	課長	たなか よしたか 田中 義孝	
3	(3)社会福祉施設	社会福祉法人松緑福祉会	施設長	てんま たつひろ 天間 龍博	
4	(4)福祉関係団体	六ヶ所村民生委員児童委員協議会	会長	かみながね あさきち 上長根 浅吉	
5	(5)教育・保健関係者	六ヶ所村役場学務課	課長	いちかわ ひでかず 市川 秀和	
6	(5)教育・保健関係者	六ヶ所村役場健康課	課長	おがわ りょうこ 小川 良子	
7	(6)学識関係者	ボランティアグループ鈴の会	会長	さんのへ ひでこ 三戸 秀子	
8	(7)村社協	六ヶ所村社会福祉協議会	会長	はしもと きよじ 橋本 喜代二	
9	(8)その他会長が必要と認める者	六ヶ所村役場原子力対策課	課長	かさい なおと 葛西 尚人	
10	(8)その他会長が必要と認める者	六ヶ所村役場子ども支援課	課長	みかみ えりこ 三上 江理子	
11	(8)その他会長が必要と認める者	六ヶ所村老人クラブ連合会	会長	たねいち あきみつ 種市 秋光	
12	(8)その他会長が必要と認める者	六ヶ所村身体障害者福祉会	会長	さかうえ けんいち 坂上 健一	
13	(8)その他会長が必要と認める者	六ヶ所村手をつなぐ親の会	会長	えびさわ ゆきえ 蛸澤 雪江	

六ヶ所村地域福祉活動計画

令和7年3月

発行 社会福祉法人六ヶ所村社会福祉協議会

〒039-3214

青森県上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂92-7

六ヶ所村老人福祉センター内

電話 0175-75-3000

FAX 0175-75-2292